

◎【家屋の現況調査について】

現在、課税課資産税担当では家屋課税台帳と現地状況との照合作業を行っています。次の3つの要件を全て満たすものが、固定資産税の課税対象家屋です。

①土地定着性

具体的には「基礎が施工されている」状態をいい、モルタル等で地面に直接施工された場合や、コンクリートブロックを並べ全体的に接合された場合を含みます。ただし、コンクリートブロックを四隅に置いてあるだけのものや、地面に直に置かれた物置等を含みません。

②周壁性

屋根があり、おおむね3方向以上を壁に囲まれていて、独立して風雨をしのげる状態をいいます。地下車庫についても構造上、周壁性があるとみなします。

③用途性

建物の目的とする居住、作業、貯蔵等の用途に使用できる状態をいいます。

上記の3要件を全て満たす家屋は、建築確認や登記の有無・築年・床面積に関わらず固定資産税の課税対象です。車庫、物置及び農業用倉庫などのプレハブ工法の建物についても同様です。

調査の結果、課税対象となった場合は、地方税法の規定に基づき、最大5年間遡って税額を修正することがあります。

当該家屋をお持ちの人には通知文でお知らせしますので、調査へのご協力をお願いします。要件を満たす家屋を建てた際は、随時資産税担当までご連絡ください。



担当：課税課資産税担当
Tel048-424-9103(直通)

◎【各団体で総会が開催されました】

○坂下土地改良区環境保全組合

4月5日（土）、令和7年度総会及びアグリパーク周辺の清掃活動が実施されました。

今年も多く組合員さんが参加し、除草やゴミ拾いをしながら交流を行いました。



○和光市農業後継者倶楽部

4月22日（火）、農業後継者倶楽部の総会が、あさか野農協和光支店の会議室で実施されました。

令和7年度の新たな会長には石田裕輔さんが就任し、次のとおり役員の新体制が承認されました。



会 長	石 田 裕 輔（西 本 村）	副会長	田 中 陽 平（西 本 村）
副会長	服 部 雄 大（新 生）	会 計	大 熊 亨 （新 生）
書 記	田 中 幸 太（三 協）	監 事	鳥 飼 純 一（大 一）

◎【熱中症対策に係る省令改正等のお知らせ】

令和7年6月から事業者等に熱中症を生ずるおそれがある作業を行う際における「早期発見のための体制整備」「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」及び「関係作業員への周知」の措置が罰則付きで義務付けられます。

また、5月から9月までは STOP!熱中症クールワークキャンペーン期間となっています。詳しくは、埼玉労働局労働基準部健康安全課（電話048-600-6206）又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。

◎【大雨による土流出が増えています】

近年の大雨による大量の雨水により、畑の土が道路に流れ込む事例が増えています。傾斜のある農地や道路は、離れた所まで土砂が流れてしまい、溜まることがあります。農地を所有する皆様には、流出防止対策や、雨が止んだ後の所有農地の確認、流出土の片付け等のご協力をお願いいたします。